

ながと大津商工会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年11月1日～令和9年10月31日までの3年間

2. 内容

目標1：「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についての資料を作成し、全職員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和6年11月～ 全職員のニーズ調査、検討開始
- 令和6年12月～ 全職員へ制度に関する資料の作成及び配布
必要に応じて個別面談を実施